

明るい選挙推進 ハンドブック



平成26年3月発行

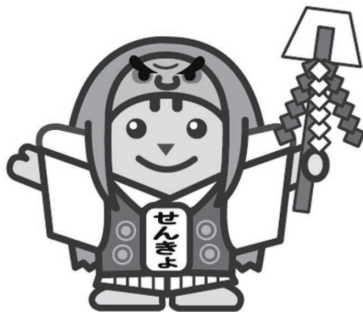
「選挙のめいすいくん」を知っていますか？



明るい選挙のイメージキャラクターとして、平成12年4月に誕生しました。投票箱をモチーフにしており、頭部の2の縦線は、投票用紙挿入口を表しています。そして、明るい選挙の実現に向かうために、背中に羽がついています。名前の「めいすい」は、「明るい選挙推進運動」の「明」と「推」を引用しています。

めいすいくんの「お父さん」、「お母さん」、弟の「ただしくん」に妹の「メイちゃん」も活躍中。投票参加やきれいな選挙のためのポスターやパンフレット、街頭や学園祭での呼びかけなど、全国各地で活躍していますので、可愛がって下さい。

また、最近では、秋田県の「なまはげめいすいくん」、宮崎県の「神楽めいすいくん」など、全国各地でご当地めいすいくんが活躍しています。



C O N T E N T S

SECTION 1	「明るい選挙推進運動」とは	2
SECTION 2	「明るい選挙推進運動」のあゆみ	4
	1. 公明選挙の起こり	4
	2. 臨時啓発から常時啓発へ	4
	3. 公明選挙から明るい選挙へ	5
	4. 三ない運動	5
	5. 新たなステージ「主権者教育」へ	6
SECTION 3	「明るい選挙推進協会」とは	8
SECTION 4	「明るい選挙推進運動」の推進体制	10
SECTION 5	「明るい選挙推進運動」の内容	12
	1. 常時啓発	12
	2. 常時啓発の活動事例	13
	3. 臨時啓発	37
SECTION 6	データ	38

「明るい選挙推進運動」とは

民主政治とは、最終的には国民の意思によって政治のあり方が決まる政治です。代表民主主義国家においては、選挙によって選ばれた代表によって政治が行われますが、あくまでも主権は国民にあります。選挙は、国民が政治に参加する最大の機会であり、民主主義の根幹をなすものです。

私たちの様々な意見や要望は、選挙で選出された代表者によって国や地方の政治に反映されます。従って、国や地方の政治が私たちの意見や要望を踏まえて適正に行われるためには、選挙が公正に行なわれ、代表として相応しい立派な人が代表者に選ばれなければなりません。

そのためには、もちろん公職選挙法を始めとした選挙制度の整備も大切なことですが、それだけでは足りません。私たち国民の一人ひとりが選挙制度を正しく理解し、政治や選挙に関心を持ち、候補者の人物や政見、政党の政策を正確に見る眼を備え、大切な自分の一票を進んで投票することが必要です。買収や供応などの不正に惑わされたり、義理人情で投票してはならないことは、言うまでもありません。

「明るい選挙」とは、有権者が主権者としての自覚を持って進んで投票に参加し、選挙が公明かつ適正に行われ、私たちの意思が正しく政治に反映される選挙のことです。そして、これを進めるための行政と民間が一体となった運動を「明るい選挙推進運動」といいます。

この運動の目的は、①選挙違反のないきれいな選挙を行なうこと、②有権者がこぞって投票に参加すること、③有権者が普段から政治

1. 公明選挙の起こり

選挙を明るく正しいものにしようという運動は戦前の大正時代からありましたが、戦後は、昭和27年に公明選挙運動として始められました。

当時は、昭和26年に行われた第2回統一地方選挙において選挙違反が横行し、6万人を超える検挙者を出したのに続き、翌27年に予定されていた衆議院議員総選挙に向けて激しい事前運動が行われ、国民の間で選挙をなんとかしなければという声がいよいよ強くなっていました。この様な状況の中で、一大国民運動を展開し、正しくきれいな選挙をしようという呼びかけが元文部大臣の前田多門などの有志によってなされました。また、朝日、毎日、読売の三紙が共同社告で公明選挙の推進を宣言しました。昭和27年6月には言論、実業、経済、婦人等各界の全面的な支持を受けて、「公明選挙連盟」が結成されました。また、衆議院は同月、「公明選挙推進に関する決議」を可決し、これを受けて政府も7月に「選挙の公明化運動に関する件」を閣議決定しました。全国の選挙管理委員会もこれに応じ、このようにして官民あげての公明選挙運動が展開されるようになりました。

2. 臨時啓発から常時啓発へ

公明選挙運動には課題もありました。それまでの運動は、選挙の時期にだけ行われる「臨時啓発」であって、選挙期日の周知や選挙犯罪防止を図る効果はありますが、国民の政治意識の向上を図るためには、臨時啓発だけではなく、普段から継続して行っていく「常

時啓発」が必要であることが認識されました。

このため、昭和29年、公職選挙法が改正され、国及び都道府県、市区町村の選挙管理委員会は「常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努める」（同法第6条）こと、すなわち選挙の常時啓発に取り組まなければならないことになりました。また、選挙の常時啓発の費用について国が財政上必要な措置を講ずることになり、運動の継続、発展にとって大きな力となりました。

3. 公明選挙から明るい選挙へ

国民に慣れ親しまれてきた公明選挙運動という名称でしたが、公明党が誕生したことなどから、新しい名称を公募により決めることになりました。昭和40年、2週間弱の募集期間にもかかわらず、全国から7千通を超える応募があり、その中から「明るく正しい選挙」が選ばれ、以後は「明るく正しい選挙推進運動」と呼ばれることになりました。

その後、昭和49年に簡素化され、「明るい選挙推進運動」となりました。

4. 三ない運動

昭和43年から、三ない運動が積極的に展開されるようになりました。この運動は、お金のかからない政治・選挙をめざして、公職選挙法によって禁止されている寄附行為をしないようにしようとするものです。三ないとは、政治家や候補者は有権者に寄附を贈らない、有権者は政治家や候補者に寄附を求めない、有権者は政治家や候補

者から寄附を受け取らない、の三ないです。

目標を三ないという形で簡明直截に言い表している点でわかりやすく、全国に広がりました。

5. 新たなステージ『主権者教育』へ

運動の発端であった選挙違反の数も減ってきておりますが、もちろん皆無になったわけではありませんし、政治家の寄附禁止に関する事件は今日でも後を絶ちません。一方、近年は投票率の低下が大きく、運動の重点はこちらに移ってきています。特に、若い世代の投票率の低さには憂うべきものがあります。若い世代に政治や選挙に対して関心をもってもらうこと、投票率を向上させることは焦眉の課題です。

単に選挙違反をなくすとか、棄権を防止するだけで、この運動の目的が果たされるわけではありません。この運動の真の目的は、私達が私達の代表者として国や地方の政治を決定するにふさわしい政治家を選び出す「眼」を養うことです。

平成23年には、50年以上続いてきたこの運動の現状と課題を明らかにし、時代に即した常時啓発事業のあり方を研究・検討するために「常時啓発事業のあり方等研究会」が総務省に設置されました。その最終報告書では、「今や社会的知識の欠如や政治的無関心では通用しない社会になっている。政治を決めるのは最終的には有権者の資質である。数多くの課題に対処し、適切な選択を行うためには、高い資質を持った主権者、すなわち、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく新しい主権者像

が求められている」としています。そして「これからの運動は、あらゆる世代において自立した主権者をつくることを目指し、新たなステージ「主権者教育」の一翼を担うものであるべき」として、そのために「若者の政治意識の向上」、「将来の有権者である子どもたちの意識の醸成」、「地域の明るい選挙推進協議会活動の活性化」が必要であると述べています。



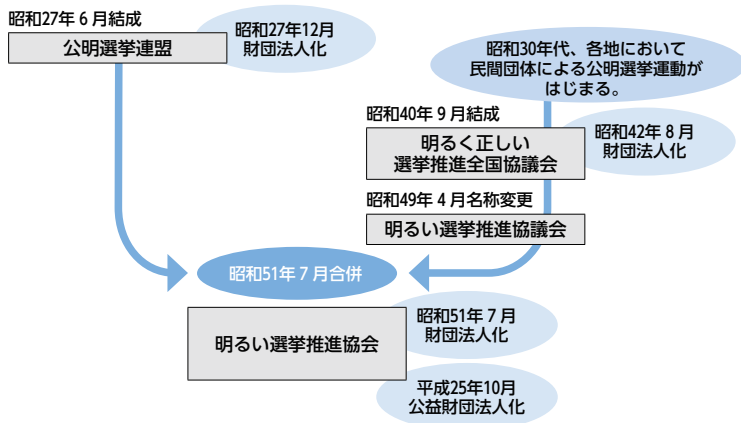
(1) 明るい選挙推進協会とは

明るい選挙推進協会は、全国の都道府県・市区町村の「明るい選挙推進協議会」を会員とした公益財団法人です。明るい選挙推進運動の全国組織として、明るい選挙の実現を目標に、全国約8万人のボランティアの方々とともに活動しています。

全国のボランティアの方々は、各自治体に設置されている「明るい選挙推進協議会」の委員、推進員、協力員等として、各地域において「明るい選挙推進運動」を展開しています。

明るい選挙推進協会は、これらの団体に冊子や啓発資材を送ったり、委員等の研修会を開催するなどの支援を行うほか、総務省、各自治体の選挙管理委員会、その他同様の趣旨を持つNPO団体等と連携し、国民一人ひとりが社会に参加し、自ら考え、自ら判断する自立した主権者をつくるための種々の事業を行っています。

(2) 協会沿革図



(3) 協会の事業

協会では、明るい選挙を推進し、もって我が国の民主政治の発展に寄与することを目的に、以下の事業を行っています。

① 一般啓発事業

情報誌Votersの発行、ホームページによる情報発信、新成人向けパンフレット等の啓発資料・資材の作成配布、全国の小・中・高校生を対象とした明るい選挙推進ポスターコンクールの実施など、国民一般に対する啓発事業

② 地域活動活性化事業

地域コミュニティフォーラム、若者リーダーフォーラム等の研修会の開催、明るい選挙推進ハンドブックなどの研修資料・資材の作成配布、各地で行われる研修会等への講師の派遣または開催への助成、他の範となる優良活動の表彰など、明るい選挙の推進に取り組む諸団体の活動を支援する事業

③ 調査研究事業

国政選挙や統一地方選挙後に行う政治・選挙に関する国民の意識調査、ソーシャルメディアの活用等の時代に即した選挙啓発に関する調査研究、研修用プログラムの開発などの調査研究事業

全国の明るい選挙推進協議会の設置状況及び委員・推進員等数

団体名	都道府県・指定都市明推協			市区町村明推協						明推協委員等 総数
	委員数	推進員等数	合計	団体数	設置数	設置率	委員数	推進員等数	合計	
北海道	26	0	26	178	57	32.0%	752	516	1,268	1,292
青森県	34	0	34	40	30	75.0%	823	124	947	973
岩手県	80	0	80	34	31	91.2%	1,444	1,310	2,754	2,791
宮城県	8	4	12	34	32	94.1%	752	638	1,390	1,396
秋田県	9	0	9	25	25	100.0%	494	182	676	681
山形県	35	0	35	35	28	80.0%	621	1,361	1,982	2,009
福島県	26	53	79	59	54	91.5%	1,676	1,976	3,652	3,724
茨城県	26	0	26	44	8	18.2%	328	160	488	510
栃木県	12	0	12	27	26	96.3%	779	1,393	2,172	2,183
群馬県	26	0	26	35	11	31.4%	610	324	934	952
埼玉県	25	161	186	63	27	42.9%	857	415	1,272	1,289
千葉県	19	0	19	53	36	67.9%	1,456	156	1,612	1,629
東京都	14	0	14	62	54	87.1%	1,518	3,800	5,318	5,329
神奈川県	12	23	35	30	30	100.0%	1,133	208	1,341	1,374
山梨県	43	0	43	27	23	85.2%	340	582	922	947
長野県	22	0	22	77	74	96.1%	2,730	951	3,681	3,692
新潟県	32	0	32	29	13	44.8%	577	184	761	788
静岡県	33	0	33	33	33	100.0%	900	298	1,198	1,198
富山県	39	0	39	15	15	100.0%	245	204	449	461
石川県	16	0	16	19	17	89.5%	200	68	268	283
福井県	37	12	49	17	16	94.1%	383	130	513	561
岐阜県	15	0	15	42	26	61.9%	393	443	836	849
愛知県	20	17	37	56	50	89.3%	1,028	126	1,154	1,191
三重県	16	25	41	29	22	75.9%	536	176	712	744
滋賀県	21	0	21	19	18	94.7%	248	539	787	801
京都府	28	0	28	25	24	96.0%	504	15	519	535
大阪府	18	0	18	41	39	95.1%	1,314	1,159	2,473	2,486
兵庫県	22	0	22	40	38	95.0%	1,463	791	2,254	2,273
奈良県	14	0	14	39	13	33.3%	304	0	304	316
和歌山県	26	0	26	30	14	46.7%	870	102	972	984
鳥取県	34	0	34	19	19	100.0%	565	248	813	837
島根県	28	12	40	21	3	14.3%	128	172	300	339
岡山県	14	100	114	26	24	92.3%	383	227	610	624
広島県	43	31	74	22	16	72.7%	629	5,801	6,430	6,483
山口県	42	0	42	19	16	84.2%	359	41	400	422

(平成22年4月1日現在)

団体名	都道府県・指定都市明推協			市区町村明推協						明推協委員等 総数
	委員数	推進員等数	合計	団体数	設置数	設置率	委員数	推進員等数	合計	
徳島県	35	0	35	24	24	100.0%	276	0	276	298
香川県	19	0	19	17	17	100.0%	260	118	378	393
愛媛県	6	0	6	20	18	90.0%	409	155	564	564
高知県	19	0	19	34	9	26.5%	197	0	197	216
福岡県	27	0	27	58	30	51.7%	568	493	1,061	1,086
佐賀県	9	0	9	20	18	90.0%	354	295	649	657
長崎県	23	0	23	21	13	61.9%	452	569	1,021	1,034
熊本県	10	0	10	45	31	68.9%	387	559	946	956
大分県	27	0	27	18	16	88.9%	388	331	719	736
宮崎県	21	7	28	26	23	88.5%	425	138	563	584
鹿児島県	29	0	29	43	41	95.3%	854	422	1,276	1,294
沖縄県	12	7	19	41	30	73.2%	266	0	266	282
札幌市	31	0	31	10	10	100.0%	183	9,108	9,291	9,312
仙台市	13	0	13	5	5	100.0%	112	0	112	125
さいたま市	19	10	29	10	10	100.0%	92	993	1,085	1,113
千葉市	14	0	14	6	6	100.0%	105	0	105	119
川崎市	16	0	16	7	7	100.0%	70	61	131	140
横浜市	10	10	20	18	18	100.0%	307	4,325	4,632	4,652
相模原市	214	0	214	3	3	100.0%	214	0	214	214
新潟市	20	15	35	8	0	0.0%	0	0	0	35
静岡市	6	0	6	3	3	100.0%	29	97	126	126
浜松市	26	0	26	7	7	100.0%	207	0	207	226
名古屋市	28	44	72	16	16	100.0%	386	1,054	1,440	1,496
京都市	18	0	18	11	11	100.0%	77	571	648	666
大阪市	13	0	13	24	24	100.0%	244	14	258	271
堺市	204	0	204	7	0	0.0%	0	0	0	204
神戸市	22	0	22	9	9	100.0%	168	280	448	470
広島市	18	19	37	8	8	100.0%	264	19	283	312
岡山市	15	168	183	4	0	0.0%	0	0	0	183
北九州市	23	0	23	7	7	100.0%	96	0	96	112
福岡市	26	20	46	7	7	100.0%	61	0	61	100
合計	1,888	738	2,626	1,901	1,383	72.8%	34,793	44,422	79,215	80,922

※推進員等は、白ばら会員、協力員、若者組織等のメンバーを含む。

※明推協委員等総数は、都道府県明推協と市区町村明推協で委員の重複を除いた数で計算した。

明るい選挙推進運動（選挙啓発活動）には「常時啓発」と「臨時啓発」とがあります。

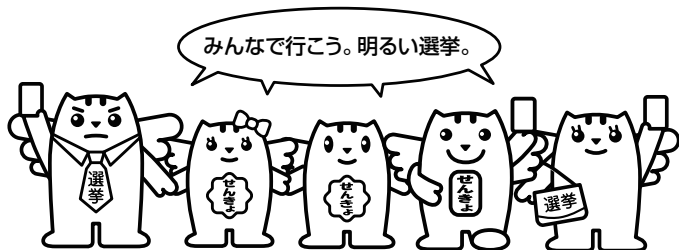
1. 常時啓発

①常時啓発とは、選挙の有無にかかわらず、日ごろからあらゆる機会を通じて国民の政治意識の向上及び明るい選挙の実現を目的として行われる活動をいいます。

全国各地で行われている常時啓発は、多岐にわたります。地域の特色を生かした事業やユニークな事業もあって様々です。

②主な常時啓発

- ・研修会、学習会の開催（座学、ワークショップ、話し合い活動、議会傍聴、施設見学 等）
- ・広報媒体の活用（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット等）
- ・広報誌の発行、啓発資料（パンフレット等）・啓発資材の作成配布
- ・イベント（成人式、地域のお祭り、学園祭等）の活用、独自イベントの開催、街頭啓発
- ・学校教育との連携（各種コンクール、出前講座、副読本の作成等）
- ・その他（若者啓発グループの育成、20歳の誕生日カード等）



2. 常時啓発の活動事例

(1) 若い有権者の政治意識の向上

○若者啓発グループの育成

事例① 学生団体「選挙へGO!!」(青森県)

青森県内の大学生と社会人により構成されたメンバーで、政治家と居酒屋で話し合う「居酒屋トーク」や議会傍聴、県内の地方議員へのインタビュー動画を撮影してインターネットで配信する「政治家tube」などの活動を行っている。また、弘前市長との居酒屋トークで参加者が発言した意見を「市長への政策提言」としてまとめ、市に提出し、その中のいくつかが採用されている。

平成25年度には、4月の青森市長選と7月の第23回参院選の際に、青森市内の商業施設で高校生を対象とした「未成年模擬選挙」を実施した。参院選時には更に、弘前市内の中学校で、メンバーがファシリテーターとなって参院選の争点に関するワークショップを行い、架空の政党4党のマニフェストを見比べて投票してもらう模擬投票を行った。



居酒屋トーク



政治家tube撮影の様子

事例② 埼玉県選挙カレッジ（埼玉県）

埼玉県選挙カレッジは、県内の大学生が1年間、選挙啓発活動に参加することにより、政治参加の重要性を認識し、選挙事務や選挙啓発に対する理解を深めてもらうことを目的とした事業。平成24年度にスタートし、平成25年度（2期生）は9名が参加した。

主な活動としては、成人式で配布する有権者ノートの作成や県内の大学での選挙啓発出前講座など。月1回の定例会を行い、有権者ノートも選挙啓発出前講座の内容もカレッジ生が考えている。その他、県議会議員との意見交換会も行った。

選挙時には、テレビCM・ラジオCMの企画・出演や県内の商業施設での街頭啓発を行った。



大学での出前授業

事例③ 福岡市明るい選挙推進グループCECEUF（福岡市）

「福岡市明るい選挙推進グループCECEUF」は、若者の視点で啓発活動を企画・立案、実施してもらおうという趣旨で、市明推協委員である市内5大学の教諭を通じて学生に参加を呼びかけ、平成21年1月に発足。平成25年度は、市内3大学47名で構成されている。

月1回、選挙制度の研修や啓発活動についての定例会を行っている他、市・区の明るい選挙推進協議会及び選挙管理員委員会が小学校6年生を対象に行っている「明るい選挙出前授業」では、模擬投票の際にメンバーが立候補者に扮して選挙演説を行っている。

選挙時には街頭啓発（手書きのチラシを入れたティッシュの配布）や、期日前投票立会人を務めている。また、第23回参院選時には、自らが出演して動画CMを制作した。

事例④ ミニ選挙管理委員会2001（in延岡）（宮崎県延岡市）

ミニ選挙管理委員会2001（in延岡）（略称「ミニ選」）は、平成13年、「20代の投票立会人の公募」に応募した学生を中心に発足した。平成25年度時点のメンバーは市内の大学生や社会人21名。

月2回ほどの会議で企画を考え、大学の学園祭や地域のイベントで模擬投票やクイズなどの啓発活動を行い、市議会傍聴や各種研修会への参加もしている。

選挙時には、啓発CMの制作、地元ラジオへの出演等の他、投票立会人も務めている。

事例⑤ 学生投票率100%をめざす会（鹿児島県）

学生投票率100%をめざす会は、平成11年12月設立。県内大学と短期大学等の学生で構成。平成25年度時点でメンバーは44名。

主な活動として、各種選挙時や成人式で配布する啓発物資の作成、学園祭での啓発の計画（啓発物資の作成、イベント等）、選挙時の街頭啓発、成人式、大学入学式での啓発、中学校での選挙出前講座等の他、毎月の勉強会（選挙に関する知識の習得のための講義等）や年1回、合宿による研修を実施している。中学校での選挙出前講座では、選挙公約を自分たちで考えて作成し、候補者役を務めている。



候補者に扮したメンバーによる演説

○若者を対象とした研修会・学習会

事例① ヤングフォーラム（青森県）

20～30歳代を対象とした研修で、平成3年度から実施している。平成25年度は、「若者の意識を知って、若者の投票率向上の方策を探る」というテーマで、ダイヤモンドランキングという手法によるワークショップを中心に行った。グループごとに若者の選挙の棄権理由の順位を話し合い、発表する。順位の発表後には、（公財）明るい選挙推進協会の意識調査の結果との比較や、棄権理由について、自分の経験や身近な若者の意見を考えつつ対策を練り、提言をまとめて発表した。

事例② 明るい選挙ユースミーティング（長崎県）

若者に選挙への関心をもってもらうため毎年実施している。参加者は県内の大学や専門学校生で、平成25年度には17名が参加した。2日間かけて行い、選挙クイズや、選管職員からの講義のほか、参加者が3つのグループに分かれてのグループ討議を行っている。グループ討議では、「若者の投票率の低下は、どのような影響をもたらすか」、「若者の投票率を上げるため、どのような啓発を行うべきか」、「ご当地めいすいくんを考えよう」など、あらかじめ設けられたテーマの中から各グループで1つ選び、話し合う。話し合った結果は2日目に発表を行い、最後に修了証を授与している。

事例③ シャベリ場せんきょ・わけもんの主張（宮崎県）

「シャベリ場せんきょ」は、18～29歳の若者を対象とした研修会。ワークショップ形式により、架空の島のまちづくりにおけるマニフェストを作成し、グループごとに発表、その後、投票により優秀なマニフェストを選んでいる。

「わけもんの主張」は、県内の18～29歳の若者が、日ごろ選挙や政治に対し、考えていることや感じていることなどを発表する意見発表会。県内を7ブロックに分けて、作文募集や予選会を行い、それぞれ優秀な成績を収めた計14名で県大会を実施している。毎回、地元の新聞社でも取り上げられ、250人近い聴衆が集まっている。



シャベリ場せんきょ



わけもんの主張

○選管インターンシップ

事例① 愛知県選挙管理委員会

選挙に対する意識を高めてもらうことを目的に、平成17年度より学生インターンシップを受け入れている。主に選挙事務を体験してもらっている他に、選挙出前トークをはじめとした啓発事業の企画などにも参加してもらっている。

事例② 練馬区選挙管理委員会

学生自らが企画し、同じ学生にアピールして投票率の向上につなげること、及び事務補助を体験してもらうことを目的に、平成14年度からインターンシップ生を受け入れている。主に大学周辺や区内各駅周辺の若者の利用が多い店舗などへ出向いての街頭啓発や、大学構内での学生を対象とした模擬選挙等を行っている。平成25年度には、夏に執行された参議院議員選挙と都議会議員選挙の啓発グッズやチラシなどを制作した。また、街頭啓発や、期日前投票の立会人、開票事務等、選挙事務への協力も行った。



グッズ製作の打ち合せ

○大学との連携

事例① 選挙啓発事業の提案募集（横浜市）

横浜市選管では、市内の大学を対象に「若年層向け選挙啓発事業」の提案募集を呼びかけ、3大学（横浜市立大、神奈川大、明治学院大）の9グループが応募。各グループは、およそ半年にわたって、市選管がこれまで市長選挙や統一地方選挙後に有権者に対して実施してきた「投票参加状況調査」のデータなどを分析して若者の低投票率の原因等を探り、若年層の視点に立った効果的な啓発事業を考案。分析の結果と事業提案は市選管に提出され、発表会が行われた。

事例② 大学コンソーシアム京都で選挙講座開講（京都市）

京都市周辺の私立大学間で単位互換の講義が受けられる大学コンソーシアム京都で、3日間の選挙講座「若者の選挙参加」が行われた。受講者が若者の低投票率の改善策となる政策提案を考え、京都市選管・明推協に提案することを目的とした。

受講生は、大学教授から「京都市政の動態」や「政策提案の手法」等を、京都市明推協会長から「若者の選挙参加と選挙啓発」などの講義を受けるとともに、京都市選管・明推協がこれまで実施してきたアンケート調査のデータを用いた分析技法を学んだ。講義の最終日には、それぞれが考えた政策提案の発表会が行われた。

(2) 将来の有権者の意識の醸成

○学校への出前授業の実施

事例①「選挙出前授業」(大分県)

マニフェスト選挙ゲーム、又は○×ゲーム及び模擬投票の2種類のどちらかを学校側と相談して選び、選管職員が授業時間に実施している。マニフェストゲームは仮想のまちを設定し、少人数のグループに分かれて、どのようなまちを作りたいか話し合い、その結果をグループの代表が候補者に扮しマニフェストとして発表、他の児童はどのマニフェストがいいかを考えて投票する。

○×ゲームは選挙に関するクイズを10題出題、児童に○×で回答してもらい、その後の模擬投票では先生にテーマを設定してもらい、候補者役の「めいすいくん」や「ただしくん」がそれについての解決策を主張、児童はどの解決策がよかったかを模擬投票で決めている。



選挙クイズ



児童による候補者演説

事例②「出前講座」(北海道帯広市)

帯広市明推協では、平成22年度から、市選管と協力して、将来の有権者を対象にした出前講座を実施している。

当初、会員研修会の意見交換の中で、明推協としてできるだけ多くの出前講座に積極的に関わっていく方針が決められ、忙しい選管に代わって、明推協が学校との事前交渉などを担当し、選管事務局は教材の作成と講師を務めることとなった。明推協会員の中には教員OBがいないため、各学校の校長に直接交渉を行った。

小学生を対象とした出前講座の主な内容としては、歴史上の人物を候補者とする「日本のリーダー選挙」を行っている。児童が応援弁士としてそれぞれの候補者の応援をした後、投票箱、記載台、投票用紙交付機、計数器などの実際の機材を用いて模擬投票を行う。投票立会人なども児童に担当させるなど、体験を重視したつくりになっている。



児童による候補者応援演説

事例③ 選挙啓発講座（山形県米沢市）

米沢市明推協・選管では、市内の高校、大学、短大に出向いて選挙啓発講座を実施している。高校では市明推協の会長が講師を務め、選挙の意義や歴史、投票率の現状、選挙制度の説明のほか、市選管・明推協で行った高校生の選挙意識調査の結果や選挙権の年齢要件引き下げをめぐる情勢などについて講義を行っている。また、講義のあとは、実際の選挙機材を用いて、米沢市のゆるキャラを候補者とするゆるキャラ市長選挙を行っている。平成16年度に私立の高校1校で始まったが、市内の他の高校にも交渉をし、平成23年度からは、市内全校（私立2校、公立4校）で実施している。

大学では総合教養講座の一コマとして実施しており、選管職員が講師を務めている。



明推協会長による講義



模擬投票

○生徒会選挙への支援

事例「中学校生徒会役員選挙協力事業」(川崎市)

生徒会選挙の流れ等をまとめた「生徒会役員選挙の手引き」(教師用)、「イチゴ世代の皆さんへ」(生徒用)などの資料を作成。生徒会選挙の前に市選管が選挙の話をし、立会演説会や応援演説会等を指導。各中学校には、候補者用ののぼり旗、たすき、白手袋及び白バラ胸章、選挙管理委員会委員用腕章、選挙運動員用腕章、投票箱、記載台、投票用紙計数機を貸し出し、実際の選挙と同様に実施している。生徒が投票立会人等の選挙事務を担っている。平成8年度より開始し、毎年30校前後、14,000人前後が体験。



選挙管理委員会からの貸し出し物品

(この他、実際の投票箱、記載台、投票用紙計数機も貸し出す。)

○子ども議会での啓発活動

事例「生徒議会の開催」（広島県安芸高田市）

市明推協が主催者となり、毎年市内の中学が市議会議場で生徒議会を開催している。該当の中学校では生徒議会に向けて、総合学習の時間に生徒が幾つかのグループに分かれて行政への質問について話し合いを行い、質問事項を決めていく。各グループの代表者が「生徒議員」となって質問に立つ。決定した質問事項は、議員名簿等とともに議会事務局や担当部局に提出され、市長や教育長、部長等が答弁の内容を考える。（平成25年度生徒議会の質問事項：通学路について、学校の統廃合について、高齢者問題、雇用問題、観光資源の利活用等）。旧吉田町時代の昭和59年から実施。



市議会議場

○未成年模擬選挙の実施

事例「“模擬”参議院議員通常選挙」の開催（福島県）

福島県選挙管理委員会では、平成25年の第23回参院選に際して、県の教育委員会と連携し、県内の高校1校で、現実の候補者に投票する「“模擬”参議院議員通常選挙」を行った。選挙管理委員会はオリジナル補助教材（テキスト、選挙クイズ等）の作成・提供、選挙公報、投票用紙、投票機材等の提供を行い、学校側では、それらの教材に加えて、新聞記事等を用いて作成した各候補者及び各政党等の政見に関する資料や論点等を整理するためのワークシートを用いて6時限にわたり事前学習を行った。投票は選挙期間中に行ったが、開票は約1カ月後に事後学習と合わせて実施した。

○選挙事務への学生の起用

事例 高校生の選挙事務起用（静岡市）

静岡市選挙管理委員会では、平成21年の静岡市議会議員選挙から、市内の高校生を選挙事務に起用している。市内の学校に対して募集を行い、臨時職員として雇用する仕組み。

平成25年度までに国政選挙、県知事選、市長選、市議選など7回で行い、公立、私立合わせて延べ21校、1,049人が従事し、受付係や名簿対照係、用紙交付係の業務を担当している。

毎回、選挙事務に従事する高校生に対しては、事前に選管で作成した手引きを用いた研修を行っている。

(3) 明推協活動の活性化

○明推協委員による選挙事務への協力

事例① 明推協委員による指定施設での不在者投票立会い（鹿児島県鹿児島市）

指定病院等の指定施設における不在者投票での公正を確保するために、外部の立会人を選任することが、平成25年の公職選挙法の一部改正で努力義務化されたが、鹿児島県では、第23回参院選において、不在者投票の外部立会人を選任した指定病院等の割合が最も高かった（総務省調べ）。

そのなかでも、鹿児島市明推協では、指定病院等での不在者投票の外部立会人を、改正前の第22回参院選から積極的に務めている。第23回参院選時には、129名の外部立会人が選任されたが、うち29名が明推協委員であった。

事例② 明推協委員による開票事務への協力（さいたま市大宮区）

さいたま市大宮区明推協では、従来投票立会人を務めるなどの選挙事務に協力してきたが、平成25年の第23回参院選時に初めて開票事務に携わった。これは、総務省が発表した「常時啓発事業のあり方等研究会最終報告書」が「投票事務だけではなく、開票事務についても地域の協議会のメンバーが協力していく必要があると考えられる」としていることを踏まえて実施に至ったもの。

当日は、投票用紙を候補者等別に仕分ける開披分類事務に携わった。

○明推協委員を対象とした研修会・学習会の開催

事例① 白バラ研修会（長野市柳原地区白バラ会）

長野県長野市白バラ会では、柳原地区住民自治協議会と連携して、若者の投票参加をテーマに参加型の研修会を開催した。

一方的に講義を聴くだけではなく、参加者同士での話し合いを交えた構成となっている。内容は、投票率の低下は若者だけの問題でないことを認識したうえで、若者の投票率が低い原因と、その対応策として自分たちにできることを、バズセッションという手法で話し合いを行った。



参加者同士での話し合い

事例② 明るい選挙推進協議会推進委員・推進員研修会（横浜市金沢区）

横浜市金沢区明推協では、年1回、推進委員・推進員を対象とした研修会を開催している。以前は、施設の視察などを行っていたが、平成23年から、大学生との意見交換を取り入れている。

平成25年度は、市内の大学教授による基調講演の後、その大学教授のゼミ生約10名と、「若年層の投票率が低いのはなぜか。若年層に効果的な啓発活動ってなんだろう」というテーマでグループにわかれて話し合いを行った。



大学生を交えての話し合い

事例③ まちの政治をみつめよう学級（北九州市）

身の回りのことから政治を学び、主権者意識を持って明るい選挙の推進につなげるための学級。昭和43年スタート。市内在住の一般有権者10～20人で一学級を構成し、現在、39学級749人が登録し、活動している。原則として同一メンバーで、一回2時間、年間6回以上行っている。テーマは「住民の身近で共通な問題」、「講演会・研修に出席して聞いた話」、「議会傍聴・施設見学で見聞きしたこと」、「選挙啓発冊子又はテレビ、新聞報道の記事」等。



話し合い活動風景

○政治と住民をつなぐ舞台づくり

事例① 政見を聞く会（沖縄県）

沖縄県選管・明推協主催の青年リーダー研修の中で、県内の8政党から現職の若手議員が参加して「政見を聞く会」を行っている。事前準備として、2～3つ程度のテーマと質問を事務局で設け、参加政党等に対して、予め通知しておく。当日は質問内容を踏まえ、各政党等から2分程度の政見を述べられ、その後参加者との質疑応答を行っている。平成25年度は「沖縄の公共交通のあり方について」、「沖縄県の若年者雇用について」などについて、それぞれの立場からの発表があった。



政見を聞く会の様子

事例② 政治家等との意見交換会（新潟県）

新潟県のNiigata選挙カレッジのメンバーは、平成25年11月に県内の若手市町議会議員との意見交換会を行った。メンバー10名と議員3名が参加し、新潟県明推協の会長が司会を務め、「議員を目指した理由」、「議員活動の手応え」、「どういう議員を目指しているか」等について議員に意見を聞き、次いで3グループに分かれて「若者を政治・選挙に参加させるには」について話し合いを行った。

事例③ 公開討論会の後援等

NGOリンカーンフォーラムが作成したマニュアルにより、全国の青年会議所等が公開討論会を実施しているが、これまでに下記の6団体が共催又は後援として名を連ねた（リンカーンフォーラム調）。

- ・青森県倉石村長選公開討論会（2000年）
……………倉石村明るい選挙推進協議会が主催
- ・青森県六ヶ所村長選公開討論会（2001年）
……………六ヶ所村明るい選挙推進協議会が共催
- ・青森県天間林村長選公開討論会（2002年）
……………天間林村明るい選挙推進協議会が後援
- ・長野県中川村議選合同・個人演説会（2006年）
………中川村明るい選挙推進協議会が企画・運営
- ・静岡県議選（裾野市選挙区）公開討論会（2011年）
……………裾野市明るい選挙推進協議会が後援
- ・山梨県富士河口湖町長選公開討論会（2011年）
……………富士河口湖町明るい選挙推進協議会が後援

○NPO等との連携・協力

事例 山口シティカレッジの運営（山口県山口市）

山口市民を対象に1期（1年間）に12回の講座を開催している山口シティカレッジの運営を、「山口市男女共同参画会議」と山口市明推協が連携して行っている。講座の内容は、受講生のニーズにあわせ政治・経済・国際問題など幅広い分野の基礎知識が得られる内容とし、講師の選定、開講式・閉講式等の準備を行っているほか、講座の終了時には、内容や感想等を記した受講の記録冊子を作成している。

○イベント活用

事例 青葉区民祭りへの参加（横浜市青葉区）

横浜市青葉区明推協は、青葉区民祭りにブースを出店し、明推協活動のPR等を行っている。当初は、ブースでのパネル展示と記入式アンケートの実施のみだったが、平成19年度からフランクフルトの販売に変更した。フランクフルトは単に販売するのではなく、選挙クイズに正解した購入者にもう一本サービスしているため、多くの人を呼び込んでいる。また、アンケートもブースでの記入式から、推進委員がアンケートボードを持って会場内を回り、該当する答えにシールを貼ってもらう方式に変更、多くの来場者に参加してもらっている。

フランクフルトの売り上げは、明推協の活動資金として活用している。

○新成人への啓発

事例①成人式での模擬投票（東京都品川区）

品川区明推協では、成人式において、実際の選挙と同様の機材を用いて投票会場を再現して模擬投票を行っている。

選挙のテーマは毎年変えており、平成26年1月の成人式では、成人式実行委員会が候補者を選び、好きなテレビドラマのキャラクターに投票させ151人が参加した。



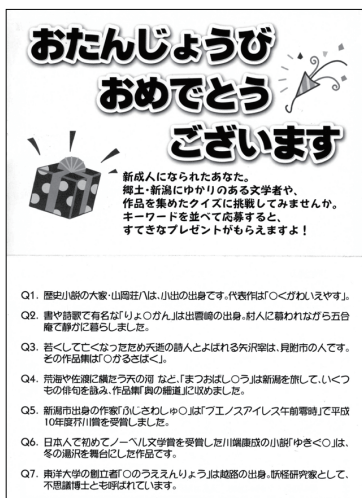
本物同様の投票所で模擬投票

事例②新成人アンケート調査（東京都武蔵野市）

東京都武蔵野市選管と市明推協は、毎年成人式会場で聞き取りアンケート調査を実施しており、平成25年度は、明推協委員17名が取り組んだ。質問項目は「政治や選挙について話し合うことがあるか」「都知事選挙では投票するか」「若者の投票率の低下をどう思うか」等。毎年170～200名程度の新成人から回答を得ている。

事例③ 新成人宅への訪問（新潟県見附市）

新成人へのバースデイカードは、従前は郵送だったが、ダイレクトメール等にまぎれてしまいほとんど読まれていなかった。そこで地区理事及び委員が分担して、宛て名書きをしてから直接新成人の家へ訪問し、本人やその家族に会ってバースデイカードと、20年前の県内・市内ニュース等のチラシ及び明推協の活動内容を記載したチラシを一緒に手渡すこととした。その結果ほぼ確実に読まれるようになった。また、直接会って話をするので、より効果的に啓発が行うことができるようになった。



バースデイカード（2つ折り）表・裏

○学校教育との連携事業への明推協委員の協力

事例① 明推協会長等が出前授業等で講話を実施

岩手県、山形県、東京都港区、静岡県、福井県、福井市、高知県 等

事例② 明推協会長等が出前授業実施校の選定・交渉を実施

北海道帯広市、岩手県、山形県、東京都港区 等

事例③ 明推協会長等が模擬投票での投票立会人等を務めている

青森県八戸市、横浜市青葉区 等

事例④ 明るい選挙推進ポスターコンクールの募集依頼を実施

東京都江東区、新潟県見附市、島根県松江市 等

事例⑤ 明るい選挙推進ポスターコンクールの審査員を務めている

さいたま市中央区、静岡県富士宮市 等

3. 臨時啓発

- ①臨時啓発とは、実際に選挙が行われる際に、投票日、投票の方法、買収供応等の選挙違反の防止、その他選挙に関する必要なことを選挙人に周知するなど、棄権の防止、きれいな選挙の実現のために集中的に行う啓発活動をいいます。

都道府県や市区町村の明るい選挙推進協議会は、選挙管理委員会等と協力し、明るい選挙の推進大会の開催やイベントの活用、街頭啓発等のさまざまな活動を行っています。

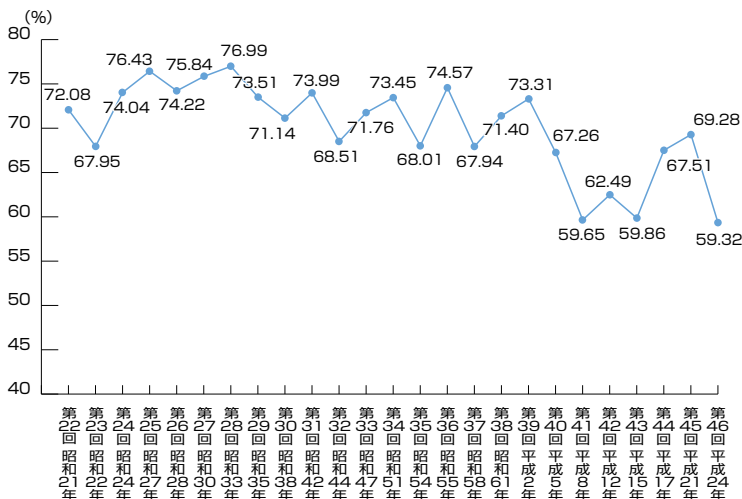
②主な臨時啓発

- 広告媒体活用事業等
- 屋外広告等
- 街頭啓発
- 啓発資材の作成配布
- その他

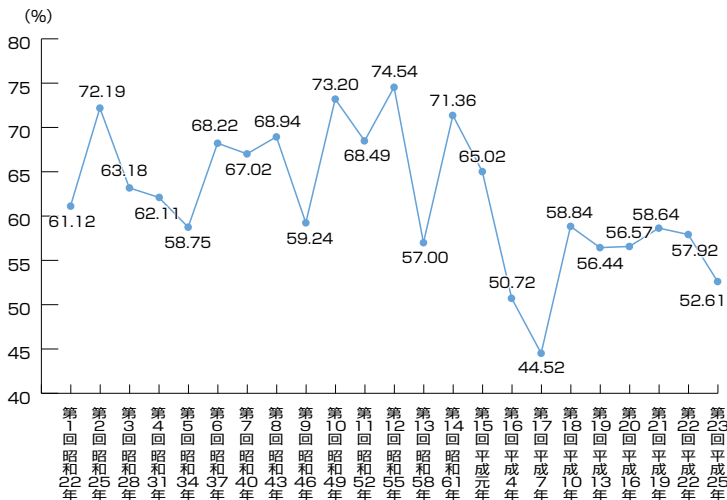
③臨時啓発の留意点

- 広報媒体の変化・多様化に応じた啓発を行う。(インターネットの活用、コンビニの活用等)
- ターゲットごとに異なる啓発手法を工夫する。(年齢層によって異なった啓発手法を採用する等)
- 有権者参加型啓発を工夫する。(キャッチフレーズの募集等)
- パブリシティ効果を活用する。(メディアへの働きかけ等)
- 各種団体の協力を確保する。

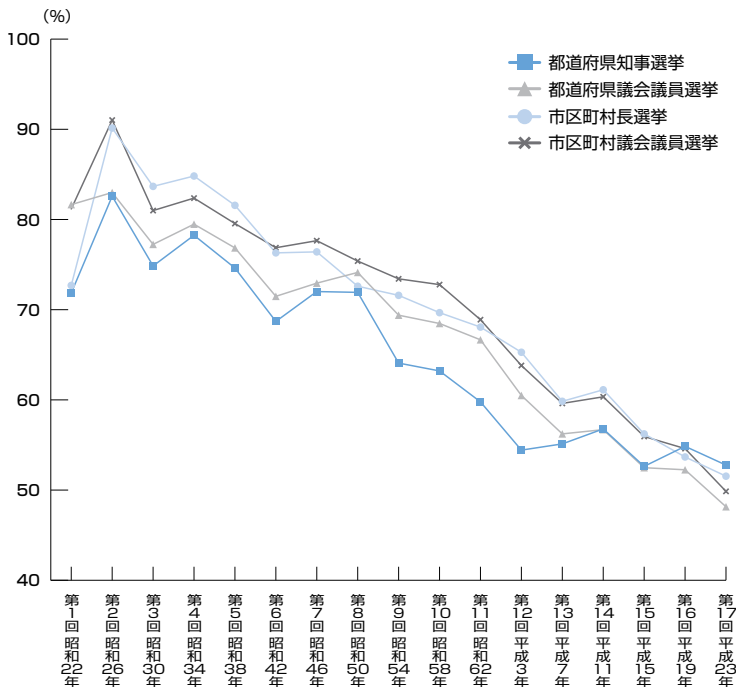
(1) 衆議院議員総選挙の投票率推移 (大選挙区・中選挙区・小選挙区)



(2) 参議院議員通常選挙の投票率推移 (地方区・選挙区)



(3) 統一地方選挙の投票率推移



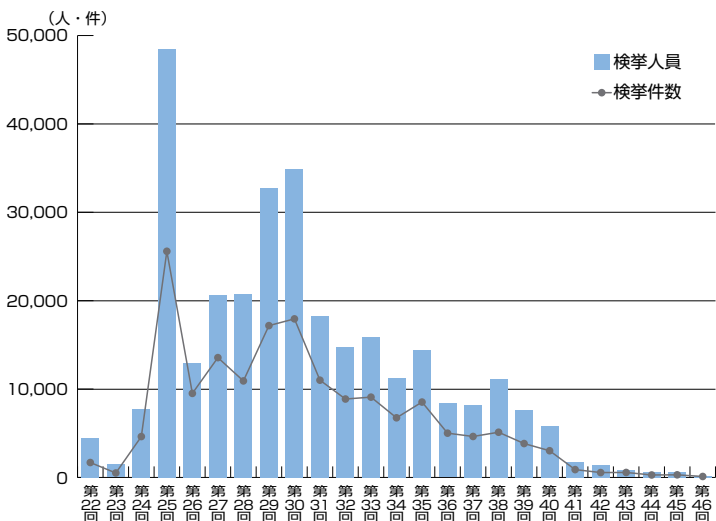
衆院選

- ・平成8年より小選挙区比例代表並立制が導入された。
- ・平成12年より投票時間が2時間延長されるとともに、不在者投票制度の要件が大幅に緩和された。
- ・平成17年より期日前投票制度が導入された。
- ・昭和55年及び昭和61年は衆参同日選挙であった。

参院選

- ・昭和58年より拘束名簿式比例代表制が導入された。
- ・平成13年に比例代表制が非拘束名簿式に変更された。
- ・平成10年より投票時間が2時間延長されるとともに、不在者投票制度の要件が大幅に緩和された。
- ・平成16年より期日前投票制度が導入された。
- ・昭和55年及び昭和61年は衆参同日選挙であった。
- ・昭和22、34、46、58、平成7、19年は各年で、統一地方選挙と同じ年に行われた。

(4) 衆議院議員総選挙における選挙違反状況

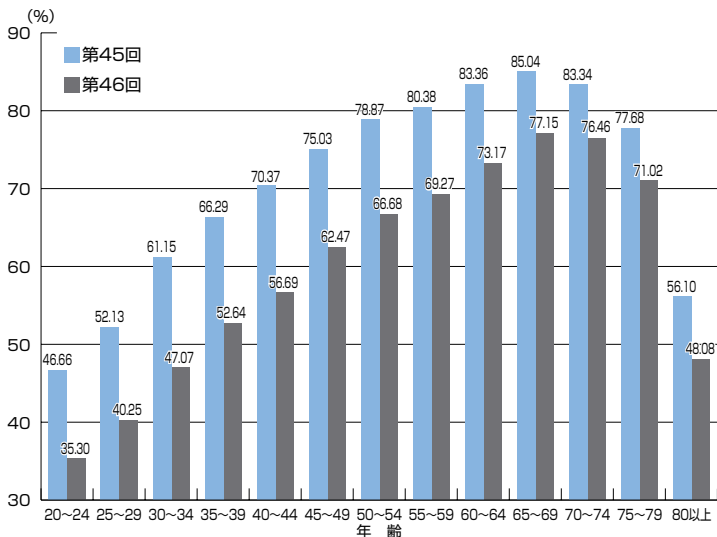


総選挙における選挙違反状況（選挙期日後90日現在）

回数	選挙期日	検挙件数	検挙人員	回数	選挙期日	検挙件数	検挙人員
第22回	昭和21年4月10日	1,687	4,445	第35回	昭和54年10月7日	8,528	14,412
第23回	昭和22年4月25日	503	1,469	第36回	昭和55年6月22日	5,009	8,373
第24回	昭和24年1月23日	4,624	7,732	第37回	昭和58年12月18日	4,634	8,168
第25回	昭和27年10月1日	25,590	48,517	第38回	昭和61年7月6日	5,114	11,176
第26回	昭和28年4月19日	9,509	12,901	第39回	平成2年2月18日	3,834	7,623
第27回	昭和30年2月27日	13,556	20,679	第40回	平成5年7月18日	3,021	5,835
第28回	昭和33年5月22日	10,921	20,715	第41回	平成8年10月20日	886	1,713
第29回	昭和35年11月20日	17,177	32,768	第42回	平成12年6月25日	552	1,375
第30回	昭和38年11月21日	17,941	34,865	第43回	平成15年11月9日	562	790
第31回	昭和42年1月29日	11,003	18,247	第44回	平成17年9月11日	278	579
第32回	昭和44年12月27日	8,872	14,766	第45回	平成21年8月30日	295	571
第33回	昭和47年12月10日	9,085	15,906	第46回	平成24年12月16日	108	141
第34回	昭和51年12月5日	6,747	11,212				

※第22回は選挙期日後50日現在の数値である。

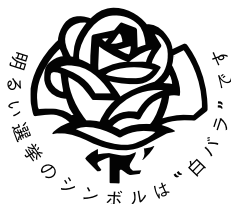
(5)衆議院議員総選挙（小選挙区）における年齢別投票率



※ 全国の投票区の中から標準的な投票率を示す投票区を各都道府県の市区町村から原則として1投票区ずつ、計188投票区について抽出し、その平均的傾向を求めたもの。

【第45回と第46回の年齢別投票率比較データ】

年 齢	第45回(%)	第46回(%)	投票率の差(ポイント)
20~24	46.66	35.30	△ 11.36
25~29	52.13	40.25	△ 11.88
30~34	61.15	47.07	△ 14.08
35~39	66.29	52.64	△ 13.65
40~44	70.37	56.69	△ 13.68
45~49	75.03	62.47	△ 12.56
50~54	78.87	66.68	△ 12.19
55~59	80.38	69.27	△ 11.11
60~64	83.36	73.17	△ 10.19
65~69	85.04	77.15	△ 7.89
70~74	83.34	76.46	△ 6.88
75~79	77.68	71.02	△ 6.66
80以上	56.10	48.08	△ 8.02



(公財)明るい選挙推進協会

東京都千代田区一番町13-3

ラウンドクロス一番町7階

☎03-6380-9891

<http://www.akaruisenkyo.or.jp>